

次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

令和 7 年 8 月 25 日

奈良中心市街地公共交通活性化協議会
会長（奈良市長） 仲川 元庸

1. 競争入札に付する事項等

- (1) 業 務 名 令和 7 年度（秋期） 奈良中心市街地の交通に関する広報業務委託
- (2) 業務場所 奈良中心市街地
- (3) 業務内容 仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約日から令和 7 年 12 月 5 日まで
- (5) 入札方法 郵便入札

2. 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件のすべてに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て〔同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」といいます。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。〕をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条の規定による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (5) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）に基づく競争入札参加資格者名簿のうち、主たる営業種目が「Q5 広告・イベント業務」に登録をしていること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。
〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地
奈良県会計局総務課 調達契約係（奈良県庁本庁舎 1 階）
電話番号 0742-27-8908
- (6) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (7) 国または地方公共団体（協議会等を含む）が発注した本業務と類似の業務を、過去 5 年以内

(令和2年8月1日から令和7年7月31日まで)に受託し、適切に業務を履行した実績があること。

※類似の業務：インターネット広告を含む広報業務

3. 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び競争入札参加資格確認申請書の提出場所及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良中心市街地公共交通活性化協議会事務局

(奈良県 県土マネジメント部 道路建設課 企画係)

電話番号 0742-27-7495

- (2) 入札説明書及び仕様書の閲覧

閲覧期間 令和7年8月25日(月)から令和7年9月12日(金)まで

直接閲覧の場合は土曜・日曜・祝日を除く9時00分から17時15分まで

閲覧場所 ホームページ又は3.(1)に定める事務担当部署

ホームページアドレス：<https://www.pref.nara.jp/17539.htm>

- (3) 競争入札参加資格確認申請書の提出期限及び提出場所

提出期限 令和7年9月3日(水)16時30分

(受付は9時00分から16時30分まで)

提出場所 奈良中心市街地公共交通活性化協議会事務局

(奈良県 県土マネジメント部 道路建設課 企画係)

- (4) 郵便入札の提出期限及び提出場所

提出期限 令和7年9月12日(金)16時30分

提出場所 奈良中心市街地公共交通活性化協議会事務局

(奈良県 県土マネジメント部 道路建設課 企画係)

- (5) 入札、開札の日時及び場所

日 時 令和7年9月16日(火)11時00分

場 所 〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県庁分庁舎 6階 入札室

4. 補足

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

- (2) 入札保証金

免除します。ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第11条第2項に基づき、入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償請求します。

- (3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書きの規定(保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規

模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等、将来契約を履行しないこととなるおそれがないとみとめられる者）に該当する場合は、免除します。

契約の相手方が本契約に違反して契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として発注者に帰属します。ただし契約保証金を免除されている場合には、解除違約金として契約金額の100分の10に相当する額を発注者に納付するものとします。

(4) 入札に要求される事項

- ① この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。
- ② ①の提出資料に基づき2. の(5)から(7)の規程に該当すると認められる者を落札対象者としします。
- ③ 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時までに郵送してください。
- ④ 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

要します。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。

(8) 手続きにおける交渉の有無

有（入札説明書に示す競争入札参加資格確認申請の手続が必要です。）

(9) 暴力団排除条例に伴う留意事項

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除します。また、契約を解除した場合は、損害賠償責務が生じます。

- ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、奈良中心市街地公共交通活性化協議会事務局長（奈良県県土マネジメント部道路建設課長）が契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ⑧ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良中心市街地公共交通活性化協議会事務局長（奈良県県土マネジメント部道路建設課長）に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

5. その他

詳細は、入札説明書によります。